職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長　祖　川　康　子

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（規則七―一）の一部を次のように改める。

第七条第三項第二号中「又は国」を「、国」に改め、「という。）」の下に「又は会計年度任用職員」を加え、「又は関連法人職員」を「、関連法人職員又は会計年度任用職員」に改める。

附　則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。